

## 税制改正の検討課題について（地方税関係）

### 1. 税制抜本改革法（「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」） に規定された検討項目

#### (1) 平成 25 年度改正で結論を得るとされた項目

##### (イ) 個人所得課税

##### ・ 金融所得課税

「金融所得課税については、平成 26 年 1 月から所得税並びに個人の道府県民税及び市町村民税をあわせて 100 分の 20 の税率が適用されることを踏まえ、その前提の下、平成 24 年度中に公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算の範囲の拡大を検討する。」【税制抜本改革法第 7 条第 2 号イ】

##### (ロ) 地球温暖化対策に係る地方財源

- ・ 「森林吸収源対策（森林等による温室効果ガスの吸収作用の保全等のための対策をいう。）及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。」【税制抜本改革法第 7 条第 2 号ヲ】
- ・ 「地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成 25 年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めます。」【平成 24 年度税制改正大綱 P84】

(2) 社会保障・税一体改革法案に係る民主・自民・公明3党の協議結果(「税関係協議結果」)において、消費税率の8%への引上げ時まで結論を得るとされた項目(税制関連)

(イ) 住宅の取得に係る措置

- ・ 「住宅の取得については、第7条第1号ト(法案修正後チ)の規定に沿って、平成25年度以降の税制改正及び予算編成の過程で総合的に検討を行い、消費税率(国・地方)の8%への引上げ時及び10%への引上げ時にそれぞれ十分な対策を実施する。」【税関係協議結果】
- ・ 「住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率の引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、住宅の取得に係る必要な措置について財源も含め総合的に検討する。」【税制抜本改革法第7条第1号チ】

(ロ) 自動車取得税及び自動車重量税

- ・ 「自動車取得税及び自動車重量税については、第7条第1号ワ(法案修正後カ)の規定に沿って抜本の見直しを行うこととし、消費税率(国・地方)の8%への引上げ時まで結論を得る。」【税関係協議結果】
- ・ 「自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化(環境へ

の負荷の低減に資するための施策をいう。)の観点から、見直しを行う。」【税制抜本改革法第7条第1号カ】

(注1) このほか、地方法人特別税・譲与税について、地方消費税率の引上げ時を目途に抜本的に見直すとともに、地方法人課税のあり方を見直すことにより、地域間の税源偏在の是正の方策を講ずることとされている。

## 2. 租税特別措置・税負担軽減措置等の見直し

「租税特別措置のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う『政策税制措置』は、現在、国税で241項目、地方税で286項目ありますが、これらのすべてを『ふるい』にかけて、平成22年度税制改正から始まる今後4年間で抜本的に見直します。」【平成22年度税制改正大綱 P9】

## 3. その他

### (1) 社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率

「事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置については、国民皆保険の中で必要な医療を提供するという観点や税負担の公平を図る観点を考慮した上で、地域医療を確保するために必要な措置について引き続き検討します。事業税における医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平を図る観点や、地域医療を確保するために必要な具体的な措置等についてのこれまでの議論を踏まえつつ、平成25年度税制改正において検討することとします。」【平成24年度税制改正大綱 P83】

## (2) 事業仕分け対象独立行政法人に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置並びに独立行政法人水資源機構がダムの用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置

「事業仕分け対象独立行政法人に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置並びに独立行政法人水資源機構がダムの用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の見直しについて、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）を踏まえた独立行政法人の制度・組織の見直しの結果に沿って、平成 25 年度税制改正において検討を行います。」【平成 24 年度税制改正大綱 P83】

(注 2) 上記(1)～(2)のほか、地方たばこ税に関し、「たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があります。平成 25 年度税制改正以降の税率引上げにあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を十分に見極めつつ判断していきます。」と記載されている。【平成 24 年度税制改正大綱 P9～10】